

第二百六号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イに次のように加える。

(3) 勤務日数を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員

第十三条第一号中「特定職に引き続き在職した期間が一年以上である」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める非常勤職員

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正を踏まえ、育児休業及び部分休業の取得対象となる職員の勤務日数等の要件に係る規定を定める必要がある。